鹿児島監督署だより　第２号

鹿児島労働基準監督署　　平成２７年４月

労務・安全衛生管理の年間スケジュールを立ててみましょう

新年度がスタートしました。労務や安全衛生管理の業務を円滑に、漏れなく行うために、必要な届出（３６協定届、１年単位の変形労働時間制協定届、６月～７月１０日の労働保険年度更新など）、定期健康診断（実施後 3 か月以内に結果に基づき医師からの意見聴取が必要）、安全衛生教育（雇入時・作業変更時）、機械設備の定期自主検査（年 1 回・月 1 回）、安全週間準備月間（６月）、労働衛生週間準備月間（９月）、転倒災害防止重点取組期間（２月と６月）などを全て洗い出して、年間スケジュールを立ててみてはいかがでしょうか。

労働者を雇入れたときには遅れずに、労働条件通知書（創刊号参照）の交付、雇入時の安全衛生教育・健康診断、雇用保険などの資格取得届が必要になります。また、３６協定届や１年単位の変形労働時間制協定届のように、時間外・休日労働がある場合や１年単位の変形労働時間制を採用している場合には、**前回の届出の有効期間が切れないように新たな届出を行う必要**があります。定期健康診断や、フォークリフトなどの特定自主検査も、１年以内ごとに定期に実施する必要がありますので、まず、これらの決まった時期に行う必要がある業務から優先して、スケジュールを立てましょう。

技能講習などの実施予定（＊参照）や、鹿児島県最低賃金の改正時期（１０月頃）も参考にすると、有資格者の増員や賃金チェックも、余裕をもって行うことができます。

年間計画を立てて、**実施**時期に制約が少ない業務はなるべく繁忙期を避けて集中しないように調整すると、効率良く業務を進めることができます。ぜひ一度ご検討下さい。

＊　http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/3890/2015-0406-1.pdf

今号の様式　「時間外・休日労働に関する協定届」　労働基準法第 36 条の「36 協定届」

１日８時間・週 40 時間（特例は週 44 時間）を超えた残業や休日労働を行わせる場合は、①時間外・休日労働に関する協定届を監督署に届出ること（**更新漏れに注意**）、②残業などの実績が協定の範囲内であること、③割増賃金を適正に支払うことの３つが必要です。

労働基準法第 36 条に基づくので「３６（さぶろく）協定」とも呼ばれ、労働者の過半数を代表する労働組合、該当する労働組合が無い場合には選挙・挙手などで適正に選出された労働者の過半数の代表者が、協定の有効期間、時間外・休日労働の上限などを使用者と協定するものです。過労死などの健康障害を防ぐため「月 45 時間・年間 360 時間」（1 年単位の変形労働時間制を採用する場合は月４２時間・年間３２０時間）などの限度時間もあります。

36 協定届や就業規則などは、見やすい場所に掲示するなどの方法で周知して下さい。

様　式 http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/standard/relation/03.doc

参　考 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-4.pdf

平成 27 年度　労働保険年度更新　　申告・納付は７月 10 日まで

今年度も労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新手続きを、６月１日（月）から７月 10 日(金)までに行って下さい。年度更新申告書は、６月はじめまでに送付される予定です。

今年度も次のとおり申告書の集合受付を行います。最寄りの会場をぜひご利用下さい。

６月 ９日(火)	10:30～16:00	種子島合同庁舎
６月 10 日(水)	9:30～12:00	中種子町立中央公民館
６月 11 日(木)	13:30～16:00	屋久島離島開発総合センター
６月 12 日(金)	10:00～12:00	屋久島町総合センター
６月 15 日(月)	10:00～15:00	南さつま市民会館
６月 17 日(水)	10:30～15:00	シーサイドガーデンさのさ
６月 19 日(金)	10:00～16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合
６月 23 日(火)	10:30～15:00	指宿市民会館
６月 25 日(木)	10:00～16:00	かごしま県民交流センター
６月 26 日(金)	10:00～16:00	

管内の労働災害発生状況

26 年確定値

（死亡者数）　　２５年と比較した増減

全産業　９０７件　（11 人）　　＋６（＋７）

製造業　１７７件　（0）　　＋１８（０）

建設業　１２０件　（４人）　　－25（＋１）

陸上貨物運送事業　　１３２件（２人）　　＋１０（＋２）

第三次産業　　404 件（３人）　　＋６（＋２）

（小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など）

平成 27 年３月末現在も、全産業で 148 件(死亡０人)と、死傷者数がほぼ横ばい状況が続いています。

次号（６月頃）の予定

・安全週間準備月間について

・労働安全衛生法の改正点

・今号の様式

労働保険年度更新申告書のポイント

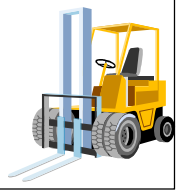

お問合せは　鹿児島労働基準監督署　担当　平松

鹿児島市薬師１丁目６番３号　TEL０９９－２１４－９１７５　音声案内④